

県外ですでにマンションを購入しましたが、元の住居の修繕費用は出ますか？



住居確保損害における賠償上限額とは何ですか？
実際にどこまでの費用が賠償されますか？



原子力損害賠償に関する 無料説明・相談会のご案内



老人ホームか復興住宅に入居を考えています。どこまでの費用を出してもらえますか？



息子たちと世帯を分けてそれぞれが住居を確保したいのですが…大丈夫ですか？

開催日

6月4日(日)

会場

仙台市太白区
中央市民センター

※会場詳細は裏面参照

第1部

全体説明

10:00~12:00

- 「住居確保にかかる費用」の賠償内容を中心に解説し、質疑応答もいたします。

対象：避難指示区域から避難されている皆様

第2部

個別相談【各組60分】

10:00~16:00

(12:00~13:00 休憩)

- 弁護士が原子力損害賠償全般のご相談に対応いたします。

対象：原発事故で被害を受けたすべての皆様

説明会へのご参加、個別のご相談は、**事前予約**をお願い致します。

予約専用
ダイヤル



0120-330-540

予約受付時間 9:30 ~ 17:00
(土日祝日も受付)

【会場】

仙台市太白区中央市民センター 3階大会議室

住所：宮城県仙台市太白区長町5丁目3番2号

■ 仙台市営地下鉄長町駅 南1出口直結 たいはっくる内

【周辺案内図】



※ 専用駐車場（有料）はありますが、台数に限りがありますのでなるべく公共交通機関をご利用ください。

- まだ住居の確保がお済みでない方
- 近いうち住居を確保しようと思っている方
- 既に住居を確保したが、賠償可能残額がある方



是非、
ご相談
ください！